

ケアハウス仙南の杜重要事項説明書

令和7年4月1日現在

1. 施設の目的と運営方針

(目的)

社会福祉法人六郷仙南福祉会が設置する介護老人福祉施設事業の運営および利用について必要事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とします。

(運営方針)

高齢者に配慮した住居を提供し、入居者の自主性尊重を基本として入居者が明るく心豊かな生活ができるよう、食事の提供・相談機能の充実・余暇活動の援助から、疾病・災害等緊急時の対応も行います。

2. 事業者

事業者の名称	六郷仙南福祉会
所在地	秋田県仙北郡美郷町六郷字作山 187
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 照井富士男

3. 利用施設

施設の名称	ケアハウス仙南の杜
所在地	秋田県仙北郡美郷町金沢西根字上糠渕 3-2
施設長氏名	施設長 月輪 元

4. 併設施設状況

事業の種類	施設の名称
特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームロートピア仙南 (定員 50)
短期入所生活介護事業所 (予防)	ロートピア仙南短期入所生活介護事業所 (定員 10)
通所介護事業所	デイサービスセンター仙南 (定員 30)
居宅介護支援事業所	ロートピア仙南居宅介護支援事業所
在宅介護支援センター	在宅介護支援センター仙南

5. 施設の職員体制

職種	保有資格	常勤	非常勤	計	業務内容
施設長	社会福祉主事 介護支援専門員	(1)		(1)	業務の統括
生活相談員	介護支援専門員 介護福祉士	1		1	生活相談・各種連絡 調整他
計画作成担当者	介護支援専門員 介護福祉士	(1)		(1)	介護計画作成
看護職員	看護師	(1)	1	1 (1)	健康管理他
機能訓練指導員	看護師	(1)		(1)	機能訓練
介護職員	介護福祉士	4 (1)	1	5 (1)	介護業務全般

※ () は兼務

6. 施設の概要

敷 地	14,223㎡ (併設特養施設含む全体)
構 造	鉄筋鉄骨コンクリート造平屋建
延 床 面 積	769.94㎡
利 用 定 員	15名
居 室 面 積	378㎡ (一人あたり25.2㎡)
主な設備と面積	食 堂 51.62㎡ 浴 室 21.75㎡ 面接室 15.94㎡ 洗濯室 6.60㎡ ※その他併設特養施設と共用部分あり

7. 施設サービスの概要

①食 事

- ・食事時間は概ね次のとおりとなっております。

朝食 7時30分～ 8時30分

昼食 12時00分～13時00分

夕食 18時00分～19時00分

- ・食事は原則として食堂にてお召し上がりいただきます（セルフサービス）。
- ・外出、外泊のために食事が不要になるときは準備の都合もありますので、予め「食事止届」にてお申し出下さい。
- ・食中毒防止の為、提供させていただいた食物の居室へのお持ち帰りはご遠慮下さい。

②入 浴

【浴室利用可能時間】

9時00分～12時00分

14時00分～21時00分

- ・入浴介助を要する方や男性・女性の入浴が重ならないように調整が必要です。入浴する時間帯についてはご相談願います。
- ・特別な場合を除き、毎日ご利用できます。
- ・入浴時には、「浴槽内で身体を洗う」「浴室で洗濯する」「浴室で汚物を流す」ことはしないでください。

③洗 濯

- ・共同洗濯室にて無料で洗濯機及び乾燥機の使用ができます（洗剤は各自ご準備ください）。
- ・20時～6時の時間帯の洗濯はご遠慮ください。

④預かり金管理

- ・基本にお金は自己管理していただきますが、ご相談内容によっては当法人において定める「預かり金取扱要綱」に準じて管理もいたします。

⑤相談・苦情対応

- ・ケアハウスでの生活に関する相談・苦情につきましては、下記の担当者までお願いします。また、意見箱による投書も随時受け付けております。

担当者	職 名	氏 名	連絡先
苦情解決責任者	施設長	月 輪 元	0187-87-8010
苦情受付担当者	生活相談員	照井美希永	0187-87-8010

また、当法人では苦情解決第三者委員を選任し、苦情解決委員会において適切に苦情解決に努めております。

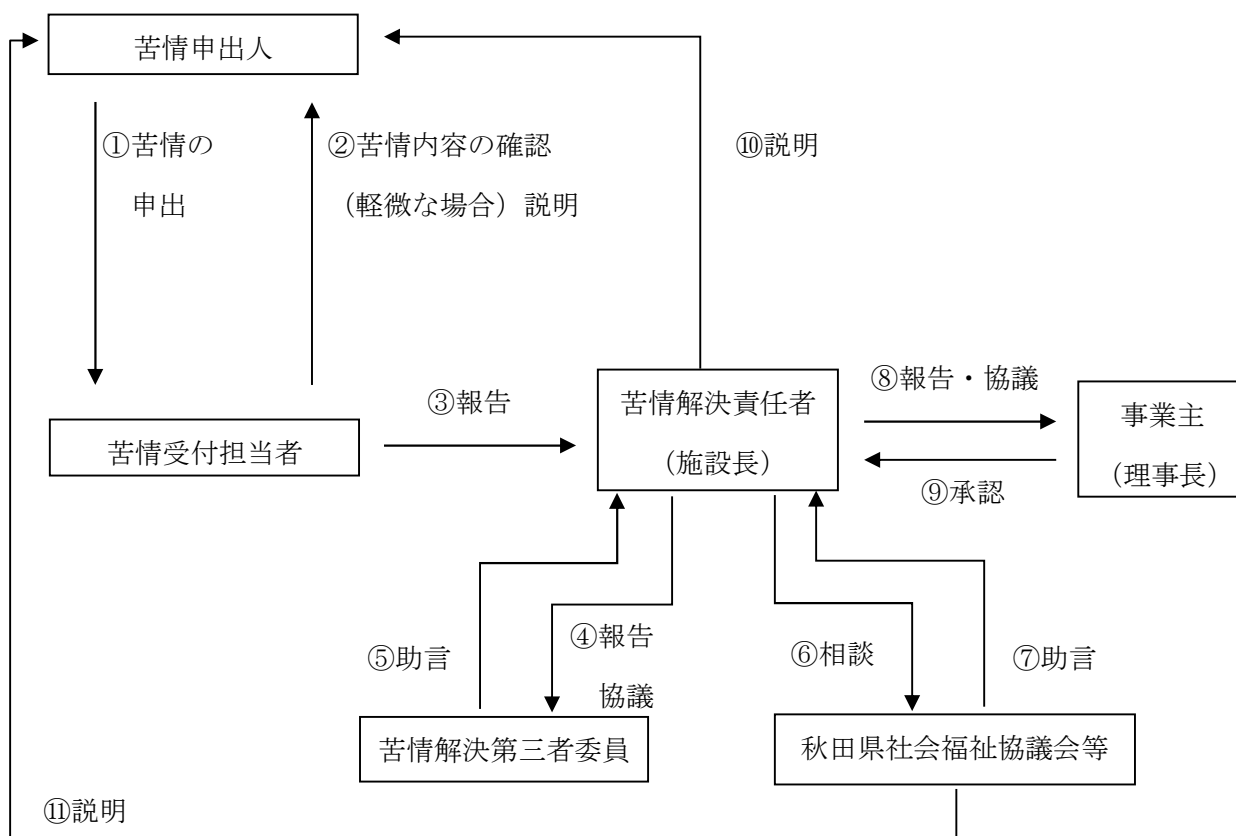
担当者	職名	氏名	連絡先
苦情解決第三者委員	法人監事	小貫三枝子	0187-83-2584
苦情解決第三者委員	法人監事	吉方昭子	0187-83-2494

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けますが、苦情解決第三者委員に直接申し出ることもできます。

なお、行政機関やその他苦情受付機関は下記のとおりとなります。

機関名	所在地	連絡先
美郷町役場福祉保健課	美郷町土崎上野乙 170-10	0187-84-4907
秋田県国民健康保険団体連合会	秋田市山王四丁目 2-3	018-883-1550
秋田県社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	秋田市旭北栄町 1-5	018-864-2726

・ 苦情処理の概要手順



※苦情が軽微な場合には、苦情解決第三者委員、事業主（理事長）への報告・協議並びに苦

情対応責任者から苦情申出人への説明は省略できます。

8. 利用料金

- ・別紙「ケアハウス仙南の杜利用料金表」を参照願います。
- ・基本利用料は、「生活費」「※事務費」「管理費」からなっています。
- ・生活費には、冬期加算額（11月～3月）として暖房費が加算されます。
- ・電気量はその使用料を徴収します（毎月末に電気メーターを測定します）。
- ・月の中途入退所の場合は、日割り計算とします。
- ・利用料は当月分を使用料は前月分をいずれも毎月25日（日曜祭日に当たるときはその翌日）に納入していただきます。また、口座の自動引落とし手続きも行えますのでご相談ください。
- ・利用料等については、予め納付額の通知書を発行します。また、利用料等の支払いを受けたときは領収証を発行します（銀行振込みの場合は銀行の領収印をもって領収書に代えさせていただきます）。
- ・利用料等は、それに関する法令の改正があったときは改定されます。

※事務費は前年の収入から算定いたしますので、毎年、事務費徴収額の算定基礎となる収入証明資料（前年分の年金額通知書、源泉徴収票、確定申告書の写し等）が必要となります。なお、租税、社会保険料、医療費等の控除を受けることもできますので、利用料算定期間に詳しくご案内いたします。

9. 非常災害時の対策

- ・非常災害時は別途定める「ロートピア仙南消防計画」に基づいて対応します。
- ・年2回避難訓練を開催しますので、参加していただきますようお願いいたします。

10. 身体拘束廃止への取り組み

事業者は、利用者の身体拘束の廃止に努めます。ただし、緊急やむを得ず身体拘束をする場合は、「身体拘束廃止に関する指針」によるものとします。

11. 虐待防止への取り組み

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講じます。

1 2. 緊急時及び事故発生時の対応

- ・ 緊急時及び事故発生時は速やかに対応いたします。夜間における緊急時及び事故発生時は併施設職員および宿直員の協力をえることもできます。
- ・ 入居者に賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

1 3. 第三者評価の実施の有無

なし

ケアハウス仙南の杜入居に際し、下記利用者に対して本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明日 令和 年 月 日

ケアハウス仙南の杜

説明者職名 _____

説明者氏名 _____

私は、ケアハウス仙南の杜入居にあたり、上記説明者より本書面に基づき重要事項の説明を受け、当該施設へ入居することについて同意しました。

同意日 令和 年 月 日

利用者

住 所 _____

氏 名 _____

身元保証人

住 所 _____

氏 名 _____ 利用者との関係 _____